

伊勢原市地域包括支援センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援する施設として本市が設置する地域包括支援センターの運営等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する施設をいう。
- (2) 圏域 地域包括支援センターが、居住している住民に対して第7条に掲げる事業を行う担当地区をいう。
- (3) 家族等 家族、親族又は同居人をいう。

(実施主体)

第3条 地域包括支援センターが行う事業の実施主体は、伊勢原市とする。

(事業実施方法)

第4条 前条の事業は、法第115条の46第1項の規定に基づき、法人等に委託して実施する。

- 2 前項の規定により受託した法人等は、市長に対し、地域包括支援センター設置届出書（第1号様式）により、法第115条の46第3項に定める地域包括支援センターの設置を届け出なければならない。
- 3 地域包括支援センターは、前項の規定により届け出た内容について変更が生じた場合には、地域包括支援センター設置変更届出書（第2号様式）により変更した内容を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定による届出をした法人等は、伊勢原市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年伊勢原市規則第42号）に定める方法により、市長に対し、指定介護予防支援事業所の指定に係る申請をしなければならない。

(設置等)

第5条 市は、高齢者人口、市民の利便性及び地理的要件等を考慮し、適正と判断される位置に地域包括支援センターを設置する。

- 2 地域包括支援センターの名称、位置及び圏域は、次のとおりとする。

	名 称	位 置	圏 域
1	伊勢原東部地域 包括支援センター	伊勢原市沼目6丁目125 7番地	成瀬地区の 一部(石田、 見附島、下 落合、東成 瀬、歌川)、 大田地区
2	伊勢原北部地域 包括支援センター	伊勢原市高森4丁目19番 34号	成瀬地区の 一部(下糟 屋、下糟屋 東1～3丁 目、東富岡、 栗窪、高森、 高森1～7 丁目、高森 台1～3丁 目)
3	伊勢原中部地域 包括支援センター	伊勢原市伊勢原2丁目7番 31号 伊勢原シティプラザ1階	伊勢原北地 区
4	伊勢原南部地域 包括支援センター	伊勢原市伊勢原2丁目7番 31号 伊勢原シティプラザ1階	伊勢原南地 区
5	伊勢原西部地域 包括支援センター	伊勢原市三ノ宮511番地 の1 高齢者総合支援センター泉 心荘内	大山・高部 屋地区、 比々多地区

3 前項に定める事項を変更する必要がある場合は、伊勢原市介護保険運営協議会の議を経るものとする。

(利用対象者)

第6条 地域包括支援センターの利用対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者のうち次条に定める事業を受ける必要があると市長が認めるもの及びその高齢者の家族等とする。

(実施する事業)

第7条 地域包括支援センターは、次に掲げる事業を実施するものとする

る。

(1) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業

(2) 法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事業

(3) 前 2 号までに掲げられた事業以外で実施する必要があると市長が認める事業

(運営体制)

第 8 条 市は、法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる事業で緊急的対応が必要とされる総合相談業務については、受託した法人等との連携により、原則として 24 時間対応の体制を採るものとする。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センターの運営全般の責任者として管理者を定めるものとする。

3 地域包括支援センターは、次に掲げる職種及び人数の職員を配置するものとする。この場合において、これらの職員については、原則として、他の職種にある職員が行う業務（管理者の業務を除く。）と兼務させてはならないものとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人

(身分証明書)

第 9 条 市長は、第 4 条第 2 項の規定により届出があった地域包括支援センターの職員に対し、身分証明書（第 3 号様式）を交付するものとする。

2 地域包括支援センターの職員は、常に前項の規定により交付された身分証明書を携帯し、必要に応じて利用者に掲示しなければならない。

(職務遂行能力の向上)

第 10 条 地域包括支援センターの職員は、各事業の重要性を十分に自覚し、事業の遂行に必要とされる技術等を高めるため、各種研修会等に積極的に参加し、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

2 管理者は、前項の目的が達せられるよう、事業実施に支障の無い限り協力しなければならない。

(個人情報保護)

第 11 条 地域包括支援センターの職員は、法第 115 条の 46 第 8 項、

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊勢原市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年伊勢原市条例第22号）の規定を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報の保護に万全を期さなければならない。

（費用の負担）

第12条 地域包括支援センターの利用料金は、無料とする。ただし、第7条に定める事業を実施するに当たり原材料等の実費を要する場合は、地域包括支援センターにおいて徴収できるものとする。

（活動状況報告）

第13条 管理者は、毎月の活動状況について翌月の15日までに伊勢原市地域包括支援センター相談・活動実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

2 管理者は、活動計画、活動報告又は圏域内の高齢者等の実態について、必要に応じ、市長に報告しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（伊勢原市在宅介護支援センター設置運営要綱の廃止）

2 伊勢原市在宅介護支援センター設置運営要綱（平成12年伊勢原市告示第52号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第43号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第99号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日告示第113号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日告示第21号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年７月２日告示第１７５号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和４年１１月２５日告示第１４７号）

この告示は、令和４年１１月２８日から施行する。

附 則（令和６年９月１９日告示第１２１号）

この告示は、令和６年１０月１日から施行する。